

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|----------------------------|--|--|--|
| 01_千代田区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年4月末にクーポンを一斉発送し、クーポンの有効期限を延長して使用できるように対応している。 | 6.その他情報発信の手段 | 未接種者への啓発に係る内容を情報発信する回数及び発信媒体を増やし、対象者の目に触れる機会を増やす |
| 02_中央区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年度にクーポン券を一斉発送した。 | 1.個別通知の時期・回数 | クーポン券を送付していないため、令和5年度の接種率が令和4年度より低下している。毎年勸奨はがきを送付している。 |
| 03_港区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 年度末に翌年度用のクーポンを抗体検査未受検対象者全員に送付しました。 | 6.その他情報発信の手段 | 令和6年度は最終年度のため、11月頃を目途に抗体検査の未受検者に勸奨はがきを送付する予定です。 |
| 04_新宿区 | 対象者へのクーポン発行状況 | ・令和4年5月に未受検者及び低抗体価で未接種者に対し、クーポン券を一斉送付。 ・令和5年2月に同対象者に勸奨はがきを一斉送付。 ・令和6年5月に同対象者にクーポン券を一斉送付。 | 2.個別通知の内容 | 受検意欲の低い対象者への周知について、勸奨はがきの再送付等を検討しながら引き続き取り組んでいく。 |
| 05_文京区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年9月15日に一括発送済み | 1.個別通知の時期・回数 | 抗体検査未受検者に対し、勸奨はがきの送付を行う予定。 |
| 06_台東区 | 対象者へのクーポン発行状況 | R6.3月末に未受検者及び未接種者へクーポン券の発送を行った。 | 11.その他(制度の目的) 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 妊娠を希望する女性や妊婦が周りにいないため、接種を受けるメリットが感じられず、クーポン券は送付不要であるとの声を聞くことがある。 その際には、自身の感染予防にもなる旨を伝え、接種勸奨を行っているところではあるが、予防接種が直接対象者の便益の向上に結び付くものであると考えられにくい点が、受験率・接種率の向上に繋がらない要因の一つとして考えられる。 他自治体で検査・接種後に台東区へ転入している場合、クーポン発行対象者となるため受験率や接種率に表れない。 |
| 07_墨田区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度は本区で接種記録が確認できない対象年代の方全員へ6月にクーポン券を発行した。(有効期限は令和7年3月まで) | 4.その他情報発信の時期・回数 | クーポン券発行前の5月の区報にて、発送対象・時期及び期限を記した記事を掲載した。(年内中に同様の内容で再掲載を予定) |
| 08_江東区 | 抗体検査未受検の対象者全員にクーポンを一斉送付したか | 令和6年5月中旬に、未受診者(転入者も含む)及び、検査結果が抗体値基準未滿者について、対象者全員に対して新たにクーポン券を送付しています。 | | |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|---------------|---|------------------------|--|
| 09_品川区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年6月末に有効期限を延長したクーポン券を一斉送付。2月4日の「風しんの日」に合わせ、令和6年1月下旬には抗体検査未受検者へ抗体検査勧奨ちらしを個別発送した。 | 11.その他 () | 風しん抗体検査を受検する意義をいかに伝えることができるかが課題と考えている。 |
| | | | 6.その他情報発信の手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・しながわCSR協議会加盟企業の総会での本事業の周知を依頼、加盟企業へのメルマガ配信(令和6年度は未開催) ・国保健診のご案内に、風しん抗体検査・予防接種事業について記載、実施医療機関一覧も掲載 ・区内企業向けの情報誌(しながわ産業ニュース)に本事業を掲載 ・医師会加盟医療機関において、厚労省が作成した周知用ポスターを掲示予定(R5新規) ・大崎駅構内のデジタルサイネージに啓発ツールを放映する |
| 10_目黒区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年5月31日に発送 | 11.その他 (対象者の意識) | 数回にわたり勧奨してもなお検査・接種がされないのは対象者に危機意識が足りないからと思われる |
| | | | 11.その他 (転出入の適切な届け出) | 宛先不明郵便としてクーポン券が返戻されることがあるため対象者にリーチしていない |
| 11_大田区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度に再発行を行った(4月に発送済) | 6.その他情報発信の手段 | 大田工業連合会に配布されるこうれん新聞へ掲載(5月)健康増進事業を実施している健康経営事業所へチラシをメール送付(7月)0歳～18歳のお子さんの保護者とご家族へ配信される子育て応援メールを送付(9月配信予定) |
| | | | | |
| 12_世田谷区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度5月末に再発行を行った(既にクーポンを利用済の方を除く) | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 一斉発送後も年度途中の転入者を抽出し、定期的にクーポン券を発送している。 |
| | | | 4.その他情報発信の時期・回数 | 全国的なPR・周知不足を感じる。その他キャッチアップ接種と比べて対象者へのアプローチが足りない。区でも区報やHP、風しんの日等を通じてPRをしているが、認知度に課題がある。 |
| 13_渋谷区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年5月28日に未受検の対象者全員へクーポン券を一斉発送した。 | | |
| | | | | |
| 14_中野区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年5月に抗体検査未受検者に対してクーポン券を送付した。 | 3.個別通知の手段 | 令和6年5月に抗体検査未受検者に対して勧奨はがきを送付した。 |
| | | | | |
| 15_杉並区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度用に再発行を行った(3月に発送済) | | |
| | | | | |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|---------------|---|--|--|
| 16_豊島区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度:クーポン券の個別送付 令和6年度:勸奨ハガキの個別送付 | 5.その他情報発信の内容 | 「豊島区福祉健康診査」封筒に情報を掲載 |
| 17_北区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年7月下旬に対象者へ一斉送付した。 | | |
| 18_荒川区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度:令和5年7月31日発送済み 令和6年度:令和6年5月31日発送済み | | |
| 19_板橋区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年に対象者全員にクーポン券を発送した。また、令和6年5月～6月に対象の未受検者、未接種者に「風しん抗体検査最終のお知らせ」としての勸奨はがきを約57,000枚発送し、電話や電子申請などで依頼があればクーポン券を再発送する | 11.その他 () 11.その他 (ワクチン不足) | はがきを送付した直後はクーポン券の発送依頼で立て込んだ時期もあったが、一定時期を過ぎると途絶えてしまった。令和2年、令和4年とクーポン券を送付したうえでの未受検者に対するはがきなのでそもそも通知を見ない、接種意志がない対象者が多い印象。 MRワクチン不足により、検査してもすぐに接種ができない状況が続いているため、さらなる勸奨はできない。 |
| 20_練馬区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度、令和6年度と対象者全員にクーポン券を発送した。 | | |
| 21_足立区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度はクーポン券の一斉送付は実施せず、未受検者および検査済みで予防接種対象者で未接種者に対し、個別にハガキによる勸奨を実施(令和6年度も同様) | 11.その他 (クーポン券入手方法) 3.個別通知の手段 | クーポン券の紛失による再発行申請の手間がハードルとなる場合があると考え、オンライン電子申請によるクーポン券の再発行受付を令和5年6月中旬より開始。 未受検者および検査済みで予防接種対象者で未接種者に対し、個別にハガキによる勸奨を実施するが、ジェンダーへの配慮のため、圧着ハガキ等で風しん5期の勸奨通知とは開封しないとわからないように配慮する。 |
| 22_葛飾区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応。 | | |
| 23_江戸川区 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年2月に送付した | 5.その他情報発信の内容 5.その他情報発信の内容 | 保健所にポスターを掲示して周知 区公式SNS(LINEおよびX)に掲載して周知 |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|---------------|--|--------------------------------|--|
| 24_八王子市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和元年度と令和2年度に、風しん抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を、2回対象者全員に送付。 | 1.個別通知の時期・回数 | 令和3年度までの制度だったが、令和6年度までに延長した。令和元年度に期限が令和3年度末までのクーポンを対象者全員に送付。次に、令和2年度に、期限が令和6年度末までのクーポン券を、再度対象者全員に送付。 |
| | | | 3.個別通知の手段 | 令和5年度にワクチン未接種者に対し、勸奨ハガキを送付。 |
| 25_立川市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度用クーポンを令和5年4月に発送。令和6年度用クーポンを令和6年3月に発送。 | | |
| 26_武蔵野市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度に再発行を行った(4月に発送済み) 令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応(広報誌などで周知済み) | 6.その他情報発信の手段 | 令和5年度までに発行済みの方に、SNSなど広報により勸奨したが、個別通知より効果が薄かった。 |
| 27_三鷹市 | 対象者へのクーポン発行状況 | ・令和5年度実績、6年度実績・計画ともに、クーポン券の一斉送付は実施しませんでした。 ・未受検の転入者や紛失再発行希望者のみ、お問い合わせを受けてから個別に郵送しました。 ・クーポン券を発行しない代わりに、個別の勸奨通知を未受検者全員へ春の健診時期に間に合うよう送付しました。 | 11.その他(クーポン券再送付を自治体に求める意義について) | 当市はR1・2と4がクーポン、3と5が勸奨通知という形で対応しましたが、R1検査数は2,041件、R2は2,867件、R3は1,873件、R4は1,130件となっており、R3とR4を比較するとクーポンの発送有無は接種件数の増減に相関していないことが読み取れます。むしろ、度重なる再送付の結果、クーポン券を複数所有する市民が誤って重複利用してしまうケースなど、無用な事務負担が発生しているため、万が一2回目の制度期間延長となった場合でも、クーポンの再発送にこだわるべきではないと考えます。そもそも制度に関心をもつ意識の高い層は早い段階で検査・接種まで済ませており、関心のない層だけとなった状態で、過去4回も自治体から郵送案内をされて動かなかった層に、これ以上自治体レベルで勸奨しても効果は見込めないと考えます。 |
| 28_青梅市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度は送付はせず、令和4年度末に発行したクーポン券を引き続き使用。 | 6.その他情報発信の手段 | 令和5年度は、2月に勸奨はがき(添付資料3)を発送したが、4年度にクーポン券を発送した際のような接種者数の向上はみられなかった。これは年度末からの全国的なMRワクチン不足が影響していると考えると同時に、未接種者の多くが風しんに対する危機感が薄いのではないかと考える。そのため、風しんが流行してしまうことの危険性や、抗体検査の重要性をわかってもらえるよう行政からの周知だけでなくテレビや新聞等で取り上げていただくことで、対象世代の当事者意識を高められるのではと考える。 |
| 29_府中市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応(令和6年6月に再勸奨実施) | | |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|---------------|--|----------------------|---|
| 30_昭島市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 今年度に限り2024年2月/3月が期限のクーポン券を使用可能とした上で、未受検者へ個別にはがきを送付。転入者やクーポン紛失者、期限が2023年度以前のクーポン券所持者には再発行を行っている。 | 2.個別通知の内容 | 受検の強いきっかけになるよう、期限が迫っていることを強調してはがきに記載した。 |
| 31_調布市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年5月に再発行を行った(令和5年度までに予防接種記録のない方へ一斉発送済)。上記発送までに抗体検査・予防接種を希望する方については、令和5年度までに発行したクーポン使用を促して対応。 | 2.個別通知の内容 | 令和5年度までの抗体検査結果が陰性の方のうち、予防接種が未接種の方に対しては、クーポンの抗体検査欄に「抗体検査済」と印字して対応している。 |
| | | | 6.その他情報発信の手段 | 風しんの追加的対策事業案内を掲載した「調布市健康ガイド」を、令和5年3月及び令和6年3月に全戸配布。 |
| 32_町田市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応 | | |
| 33_小金井市 | 対象者へのクーポン発行状況 | (1) 令和元年度:対象者:昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へ令和元年6月送付 (2) 令和2年度:対象者:昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性へ令和2年6月送付 (3) 令和4年度:対象者:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へ令和4年5月送付 ※新たにクーポン券を送付 (4) 令和6年度:対象者:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へ令和6年9月発送予定 ※新たにクーポン券を送付 | 1.個別通知の時期・回数 | |
| 34_小平市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度に再発行を行った(6月に発送済) | 1.個別通知の時期・回数 | 毎年11月頃に、一斉発送後の転入者に対しクーポン券の送付を行っている。 |
| 35_日野市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 未受診者に対し、期限を延長したクーポンを令和4年度に一斉送付して以来、対応していない。 | | |
| 36_東村山市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応(9月に再勧奨実施予定) | 11.その他 (ワクチン供給不足) | ワクチンの供給不足により接種の予約が取れなかったかたの接種漏れを防ぐため、ワクチンの供給不足が解消された時点で市ホームページでその旨を周知する予定である。 |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|----------|---------------|--|-------------------------------|---|
| 37_国分寺市 | 対象者へのクーポン発行状況 | クーポンは送付せず、勧奨通知をはがきで発送した。 | 7.管内医療機関での接種日や受付時間の拡大 | 対象者の年代は働き盛りの年代であり4、抗体検査や結果確認、予防接種のために医療機関へ足を運ぶ時間がなかなか取れない方が多いと思われる。 |
| 38_国立市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年5月に対象者全員にクーポン発送済み。 | 6.その他情報発信の手段 | すでにクーポンを利用した方からの問い合わせが多いため、個別通知以外の方法を検討中。 |
| 39_福生市 | 対象者へのクーポン発行状況 | ・令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応 ・接種勧奨通知をR6.4に送付 | | |
| 40_狛江市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 新たに送付しない | | |
| 41_東大和市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 抗体検査または予防接種未実施者8,386人に対して、クーポン券を再送付した。 | 5.その他情報発信の内容 | 男性の風しんの追加的対策に関しては、男性の接種率を上げることで社会全体で先天性風しん症候群等の対策に講じている。妊婦など、先天性風しん症候群のリスクを負う方が身近にいない市民にとっては予防接種の必要性に関して、高い関心が得られていないと考える。その効果的な啓発活動について、課題がある。 |
| 42_清瀬市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 発行したクーポンの期限を延長して対応 | 3.個別通知の手段 6.その他情報発信の手段 | 勧奨はがきによる個別の案内 ホームページ等による周知 |
| 43_東久留米市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年5月、未受検者に対し勧奨通知を一斉送付した | | |
| 44_武蔵村山市 | 対象者へのクーポン発行状況 | R6年度8月中に未受検の方にクーポン券を送付予定。 | 3.個別通知の手段 | 令和3年度にハガキ送付による勧奨の反響が大きかったことを鑑み、令和5年度はハガキによる勧奨を行った。 |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|----------|---------------|---|---------------------------------|---|
| 45_多摩市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年度に送付した。 | 11.その他 (重複して受診しようとするケースへの対応) | 過去に受診したことを忘れて、クーポン券の再発行依頼が頻繁に入る |
| | | | 11.その他 (MRワクチン供給不足への対応) | MRワクチンの供給不足の対応について、医療機関及び接種希望者からの問い合わせが頻繁に入る。 |
| 46_稲城市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度分として、令和6年3月にクーポンを対象者へ発送した。 | | |
| 47_羽村市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応 | 6.その他情報発信の手段 | 広報紙7/15号で再周知を実施 |
| 48_あきる野市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和5年度までに発行したクーポンの期限を延長して対応(12月に再勧奨実施予定) | | |
| 49_西東京市 | 対象者へのクーポン発行状況 | 転入者に対し毎月クーポン券の送付を行っている。 | 2.個別通知の内容 | 抗体検査の結果、予防接種が必要と判断されたものの、予防接種未接種の方に対して、個別に受診勧奨通知を送付している |
| | | | 2.個別通知の内容 | クーポン券の使用歴がない方に対し、令和6年8月末頃に勧奨通知を発送予定 |
| 50_瑞穂町 | 対象者へのクーポン発行状況 | 送付していない。 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 特定健康診査と同時実施した(町内医療機関を除く)。 |
| 51_日の出町 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度に一斉発行を行った(4月に発送済) | 4.その他情報発信の時期・回数 | メールによる接種勧奨を、検討する。 |
| 52_檜原村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度に再発行を行った(4月に発送済) | | |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|---------------|--|-----------------------|---|
| 53_奥多摩町 | 対象者へのクーポン発行状況 | | 7.管内医療機関での接種日や受付時間の拡大 | 土、日、祝日に町内医療機関で接種できないため。 |
| 54_大島町 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和元年度と2年度の4月にクーポン券を一斉送付。令和4年度に再度クーポンを送付。令和5年度と6年度は、発行したクーポン券の期限を延長して対応。 (毎年4月と9月に広報紙で再勧奨実施) | 7.管内医療機関での接種日や受付時間の拡大 | 特定健診や企業健診時に抗体検査を同時実施できないか依頼している。 |
| 55_利島村 | 対象者へのクーポン発行状況 | | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 一定数の住民の方は、同時期に抗体検査や接種をおこなっている。そのため、転入の方への情報提供方法が課題である。 |
| 56_新島村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和4年度に未受検者に一斉発送 令和5年度と6年度は、各健康診査(特定健診と企業健診)の1か月前に受検方法とクーポン券再発行の案内を個別発送 転入者で希望する方へのクーポン券は随時発行 | 5.その他情報発信の内容 | 年1回「広報にいじま」へ国の風しん追加対策の制度(厚労QRコード)、各健康診査と抗体検査を同時受検の案内、結果により定期接種の対象となること、クーポン券再発行の方法等 |
| 57_神津島村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 実施なし | | |
| 58_三宅村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 令和6年度に再発行をおこなった(7月に発送済)。 | | |
| 59_御蔵島村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 追加配布なし | 6.その他情報発信の手段 | 広報への掲載 |
| 60_八丈町 | 対象者へのクーポン発行状況 | 本取り組みが始まった際に対象者へ一斉通知済み | 6.その他情報発信の手段 | 現在は広報誌に情報を掲載し、病院等にポスターを貼っているがそれ以外にもアクションを実施する。 |

3. 国の風しんの追加的対策（第5期）について

資料 14

| 区市町村名 | 質問(固定) | 回答 | 課題(選択) | 課題の背景、独自の取組等(自由記載) |
|---------|---------------|--------------------|-----------|---|
| 61_青ヶ島村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 行っていない。 | | |
| 62_小笠原村 | 対象者へのクーポン発行状況 | 個別に窓口に来所された場合に発行対応 | 2.個別通知の内容 | 未接種者への通知を行う際に、接種までに至るようするための方法を検討しなければいけない。 |
| | | | | |